

案件概要書

2011 年 12 月 28 日

国際協力機構南アジア部南アジア第三課

1. 案件名（国名）

国名：スリランカ民主社会主義共和国

案件名：アヌラダプラ県北部上水道整備事業（Anuradhapura North Integrated Water Supply Project）

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における上水道分野の開発実績（現状）と課題

スリランカの全人口の 87%は井戸や表流水等を通じて安全な飲み水を利用しているが、上水道の普及率は約 36% (2009 年) と低い水準に留まっている。加えて、年々加速する人口増加に伴い、水需要が急速に増加している。北中部州の州都であるアヌラダプラ県はスリランカの中では一番大きな面積を有する県であり、都市化による人口増加に加え、世界遺産である仏教遺跡を有していること等から観光客が増加傾向にあることも加わり、近年水需要が急増している。

本事業対象地であるアヌラダプラ県北部には上水道施設はないため、地域住民は飲料水や料理水等の生活用水を伝統的な深井戸や浅井戸に頼らざるを得ない状況であるが、その水量は国の水供給量基準の 1/10 にしか満たない地域がある等十分とは言えない。またアヌラダプラ帯の地下水は国の水質基準を上回る人体に有害な高濃度フッ素や高硬度の値が検出され、水質に問題があるとされており、アヌラダプラ県北部における安全な飲み水を利用できる割合は 10% と極めて低くなっている。また高濃度フッ素の影響により、歯や骨等に異常をきたしている患者が出る等、健康への影響が懸念されている。

(2) 当該国における上水道分野の開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

スリランカ政府は、貧困削減の一環として全国民の安全な水利用の確保を目標としており、またミレニアム開発目標を踏まえ、スリランカ政府の国家開発計画の最上位に位置付けられている”マヒンダ・チンタナ（Mahinda Chintana）”（2010-2016）において、2020 年迄に同国の全人口への安全な水の提供、また全人口の 60% の上水道普及率を目指している。

本事業は住民への十分かつ安全な水供給を図るべく上水道施設を建設するものであり、スリランカ開発計画に合致する事業であることから、支援の必要性は高い。

(3) 上水道分野に対する我が国の援助方針

我が国の「対スリランカ国別援助計画」（2004 年 4 月）では、援助の方向性として、「経済基盤の整備に向けた制度改革と援助」を掲げており、本事業は右援助計画に合致する。

(4) 他の援助機関の対応

世界銀行は「北部緊急復興プロジェクト」（2009 年 12 月）を通じて水道整備を行っている。アジア開発銀行（ADB）も 2006 年から継続している「Secondary Town and Rural Community Based Water Supply and Sanitation」等、コミュニティによる給水事業の実施を継続して支援している他、ジャフナ県等の上水道施設の拡張再建、修復等を目的とした「ジャフナ・キリノッチ上下水道整備事業」を 2010 年 12 月に供与した。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業はスリランカ北中部州アヌラダプラ県北部において上水道施設等を整備することに

より、安全な飲み水の供給を図り、もって対象地域の生活水準の改善及び貧困削減に貢献するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

アヌラダプラ県北部

(3) 事業概要

- 1) 土木工事（取水口建設、上水道施設建設、導水管・送水管・配水管敷設等）
- 2) コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理等）

(4) 事業実施体制

借入人：スリランカ民主社会主義共和国政府

事業実施機関：国家上下水道公社（National Water Supply and Drainage Board, NWSDB）

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：B

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断されるため。

2) 貧困削減促進等：特になし

(6) 他スキーム、他ドナー等との連携：特になし

(7) その他特記事項：特になし

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

当国「大コロombo圏上水セクター総合インパクト評価」では、事業効果を高めるために市民に対する事業広報・啓発活動を行うことが重要との教訓が得られている。

(2) 本事業への教訓

本事業においても、これまで上水費用を支払う経験がない住民等もいることから、水道料金体系及び料金徴収体制にかかわる住民に対する広報・啓発活動を検討する。

以 上

